

経営会議の内容

件 名	大和市立地適正化計画について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成28年10月25日（火） 11:10～ 12:00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、街づくり総務課長
提 出 理 由	大和市立地適正化計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・当該計画は法律等により策定が義務化されているものか。また、評価指標の数値について、将来的に現状の人口構成等を維持していくことを目標として設定しているが、これは、本市の現状が良い状態であるという評価に基づくものか。 （所管部）当該計画の策定は任意であるが、計画の有無が国庫補助事業の採択等に影響するため、策定することにメリットが認められるものである。 また、当該計画は一般的にコンパクトシティ化を目的とするものであるが、本市は現状においても既に相当にコンパクト化されており、将来にわたってこれを維持していきたいという構成になっている。 ・都市機能誘導区域を「やまと軸」上に位置する鉄道駅を中心に設定するとしているが、それ以外の駅周辺における整備はどのように考えるか。また、将来的には、区域の変更なども行う予定はあるか。 （所管部）「やまと軸」上の駅以外の駅についても、居住誘導区域として設定していくことから、日常生活に密着した生活サービス施設の充実を図っていく考えである。また、状況に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行っていく。 ・誘導を実現するための施策として、「南部地域への若い世代の呼び込み」が挙げられているが、既に具体的な施策が決まっているのか。 （所管部）現時点では明確に決まっていないが、現在行われている区画整理は効果が見込まれるとともに、コミュニティバスの充実や建築物の容積率緩和など、様々な手法を検討していきたい。 ・学校施設は誘導施設とはならないのか。 （所管部）学校施設等は、都市機能誘導区域に集中的に整備するというよりは、市内にバランス良く整備していくことを念頭に置いているため、誘導施設とはしていない。 ・市内南部に居住する若者が、高齢となった親と別れて北部へ転居するような実例を数値的に把握しているか。 （所管部）実際に数値として把握はしていないが、そうした流れなどを防ぐための計画としていきたいと考えている。 ・民間事業者への税制優遇措置について、資産の買い替え等の特例は、市内での買い替えに限定されるのか。 （所管部）特に限定はされていない。 ・税制優遇措置に係る市税条例の改正について、平成29年9月以降を予定しているが、その考えはどのようなものか。 （所管部）中央林間周辺の整備に係るスケジュールや、資産税の課税に係る基準日が毎年1月1日であること等を考慮している。
会議結果	案のとおり、進めていく。